継　続　審　査

請願・陳情文書表

平成２４年２月定例会審査資料

鳥　取　県　議　会

目　　次

陳　情　の　部

陳　情　一　覧　表…… 1
総務教育常任委員会…… 5
福祉生活病院常任委員会…… 9

陳 情 一 覧 表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名	提出者	備考
総 ２３年－　１３ （23.11.22）	教育	鳥取西高等学校の耐震改修整備にあたり移転を前提としないことについて	鳥取県立鳥取西高等学校同窓会 外	
総 ２３年－　１６ （23.11.24）	未来づくり推進	ＴＰＰ参加に向けた関係各国との協議を中止することを求める意見書の提出について	農民運動鳥取県連合会	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名	提出者	備考
福 ２３年－　１１ （23. 9. 14）	福祉保健	ポリオ不活化ワクチンの早急な導入を求める意見書の提出について	新日本婦人の会鳥取県本部	
福 ２３年－　１８ （23. 11. 25）	生活環境	原子力から再生可能エネルギーへの段階的なエネルギー源の転換を求める意見書の提出について	反核・平和の火リレー鳥取県実行委員会	
福 ２３年－　１９ （23. 11. 25）	危機管理	島根原発１号機・２号機の定期点検後の再稼動見合わせと３号機の建設凍結を求める意見書の提出について	反核・平和の火リレー鳥取県実行委員会	

陳情一覧表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名及び要旨	提出者	審査結果
23年－13 (23.11.22)	教育	**鳥取西高等学校の耐震改修整備にあたり移転を前提としないことについて** **▶陳情理由** 鳥取西高等学校は、明治22年以来122年の長きにわたり、鳥取城三の丸跡地に校舎を構え、藩校尚徳館以来の文武併進の校風をもって生徒を育んできた。この歴史の重みは、単に同窓生にとってのみならず、鳥取の誇りである。 鳥取西高等学校の改築については、「改築の際は現在地での存置」とする陳情が、平成14年9月県議会で趣旨採択され、それに基づき、県教委は、文化庁や鳥取市との十分な調整を図り、すでに多額の経費と多大な時間をかけて実施設計が完了しているところである。 しかるに、平成21年度の第2グラウンドの遺構調査結果により「史跡価値が高まった」との説明のみでこれまで積み重ねられてきた改築計画に難色を示す文化庁記念物課佐藤正知主任文化財調査官の姿勢は、誠に遺憾である。また、文化庁記念物課佐藤正知主任文化財調査官は今回の耐震改修整備についても「将来の移転が前提である」という姿勢を示しているが、移転の候補地すら定かでない状況において「移転を前提」にするのは拙速に過ぎるものであり、近年まで県・市ならびに文化庁が進めてきた作業とも全く整合性のないものである。更に「鳥取西高等学校整備のあり方検討会の報告書」にも「移転について異なる二つの意見があったことから、今後文化庁との協議に当たってはこれらの意見を参考にされたい」と明記されており、性急に「将来の移転を前提」とすることは、「報告書」の趣旨に反するものである。 したがって、耐震改修整備は、生徒の安全確保のため、無条件に促進していただくようお願いする。	鳥取県立鳥取西高等学校同窓会 外1名	

総務教育常任委員会・陳情

		▶陳情事項 鳥取西高等学校の耐震改修整備については、将来の移転を前提としないこと。		
23年－16 (23.11.24)	未来づくり推進	**ＴＰＰ参加に向けた関係各国との協議を中止することを求める意見書の提出について** **▶陳情趣旨** 野田首相は先に開かれたＡＰＥＣ首脳会合の際に「ＴＰＰへの参加に向けて関係各国との協議に入る」との方針を表明した。アメリカ政府は、日米首脳会談で野田首相が「すべての物品やサービスを貿易自由化のテーブルにのせる」と表明したことを発表した。 野田首相は、このアメリカ政府の発表を否定しながらも訂正さえ要求せず「昨年十一月に政府が決めた『包括的経済連携基本方針』に基づいて進める」として、“高いレベルの経済連携をめざす”構えを固持している。 そして何よりも、日米首脳会談では、日本がＴＰＰに参加するために必要なアメリカ議会の承認に向けた二国間の「事前協議」に入ることで一致し、首相は大統領に協力を要請した。この事前協議は、アメリカ政府の要求を日本が丸呑みせざるを得ない場になる危険が避けられない。 このように、今回のＴＰＰにたいする方針は、ＴＰＰ交渉参加を前提にしたものであって、ＴＰＰへの参加に反対する多くの国民や、これまで議決されている４４道府県議会、市町村議会の８割を超える反対ないし慎重な対応をもとめる意思を踏みにじるものである。 これまでの議論を通して、ＴＰＰは農業などの第一次産業への壊滅的な影響にとどまらず、医療など国民生活の根幹に影響が及ぶ懸念が広く指摘されているが、政府の説明は「国益を守る」などと抽象的な説明にとどまっている。国民的なコンセンサスもなく、多くの反対世論を無視して参加を強行することは許されないと考える。	農民運動鳥取県連合会	

		▶陳情項目 下記事項について地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を政府機関に提出すること。 一、「ＴＰＰへの参加に向けて関係各国との協議に入る」とした方針を撤回し、ＴＰＰ参加に向けた協議を中止すること。		

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名及び要旨	提出者	審査結果
23年－11 (23. 9.14)	福祉保健	**ポリオ不活化ワクチンの早急な導入を求める意見書の提出について** **▶陳情理由** 日本では野生株による急性灰白髄炎（ポリオ）発症例は、1980年以降報告がない。 しかし現在、年に数人、生ワクチンが原因のポリオ患者が出ている。2010年２月には、生ワクチンからの二次感染による患者発生が報じられていた。 生ワクチン投与を続ける限り、100万人に２～４人のポリオ患者が発生するとＷＨＯも警告している。また何より危険なのは、人体内で、変性して強毒化したポリオウイルスから二次感染や三次感染、つまりポリオ再流行を引き起こしかねないことである。国内でも免疫獲得率の低い世代が親になって、我が子からの感染が懸念される。 ポリオワクチンを生ワクチンから不活化ワクチンに切り替えれば、被害は完全に防げる。先進国のほとんどが不活化ワクチンに切り替え、安全と効果が実証されており、日本は遅れている。 厚生労働省はこの５月26日、不活化ワクチンを早ければ来年度に導入する見通しを示した。このことは大きな前進であるが、「来年度」を待つことなく、早急に導入することなど、国に意見書を提出すること。 **▶陳情事項** 以下の点について国に意見書を提出すること。 １、予防接種におけるポリオ不活化ワクチンは、来年度を待つことなく早急に導入すること。 １、ポリオ不活化ワクチンの生産体制が整うまで、緊急輸入すること。	新日本婦人の会鳥取県本部	

福祉生活病院常任委員会・陳情

23 年－18 (23.11.25)	生活環境	**原子力から再生可能エネルギーへの段階的なエネルギー源の転換を求める意見書の提出について** **▶陳情理由** 2011 年３月 11 日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者を合わせるとおよそ二万人という未曽有の大災害となった。震災の犠牲となった方々に深く哀悼の意を捧げるとともに、被災地に暮らす方々に一日も早く平穏な日常がかえってくることを願っている。 放射能の危険性、核の脅威を訴え続けてきた私たちにとっては痛恨の極みであるが、この震災の中で、東京電力福島第一原発の事故が起こった。津波により原子炉の冷却機能が失われ、炉心溶融・水素爆発などが発生し、多くの放射性物質が大気・海洋・土壌などに放出された。政府からは、健康への影響が大きい放射性セシウム 137 の放出量は広島原爆の 168 倍に及ぶという報告があった。周辺地域の方々は避難を余儀なくされ帰宅の目途も全く立たないままであり、国内の広範囲で被曝による人体への悪影響が懸念されているとともに、食品や飲料水の安全性も未だ確保されていない状況にある。 原発事故を防ぎきれなかった理由として、「千年に一度の大地震であり、その規模を想定することが出来なかった」ということが言われているが、果たしてそうであろうか。2007 年７月に新潟県を中心に甚大な被害を出した中越沖地震の中で起きた東京電力柏崎刈羽原子力発電所の事故においては、火災により黒煙を上げる３号機の映像が原発震災の象徴としてテレビ中継され、日本を震撼させた。この時に活断層地震の過小評価、耐震基準の甘さ、原発火災に対する対応の不備があったことがはっきりと露呈され、地震大国日本における原発建設時の想定そのものに問題があることは明らかであった。また、柏崎刈羽原発事故の直後に日本共産党福島県委員会などが東京電力に対しておこなった申し入れの中では巨大津波による機器冷却系喪失の危険性についても指摘があり、福島第一原発での事故は、防ぐことができた人災であるということが明白になっている。 福島で起きたことと同様の事態は、鳥取の地でも明日起こる	反核・平和の火リレー鳥取県実行委員会	

		かもしれないものである。島根県松江市鹿島町にある中国電力島根原子力発電所で事故が発生すれば、その東側に位置する鳥取県に甚大な被害が及ぶことは明らかである。 島根原発の耐震安全性については、かねてから原発の２キロメートル南を東西に走る宍道断層の存在が問題となってきた。中国電力は 1981 年の２号機増設当初は「活断層はない」としていた。しかしながら、３号機増設に伴う 1998 年の調査で「８キロ」の活断層の存在を認め、2004 年には「10 キロ」に修正。さらに、2006 年に広島工業大学の研究チームが新たな活断層を指摘したことを受けて、2008 年３月、国に提出した新耐震指針に基づく耐震性再評価の中間報告では「22 キロ」と３度目の見直しをした。この見直しにより、従来、「マグニチュード 6.5 以上の地震は起こらない」としていた地震の規模の想定値はマグニチュード 7.1（放出エネルギーで 30 倍超）となり、揺れの大きさを表す基準地振動の値も、従来の最大２倍に引き上げられている。大惨事が起きてから「必要性」を認識しても手遅れである。事実、新潟県中越沖地震では、柏崎刈羽原発で想定の 2.5 倍に地震動が観測されたし、福島第一原発ではマグニチュード 7.9 の地震と 5.7 ｍの津波が想定されていたのに対し、実際にはマグニチュード 9.0 の地震が発生し、15 ｍにもおよぶ大津波が襲来した。 このような中で、2010 年、島根原子力発電所１、２号機の点検漏れが報告された。第一の問題は、123 ヵ所の点検漏れについての報告は、１月 16 日の問題発覚後、約二ヶ月半も後のことであったことである。加えて、そのわずか一ヶ月後には、最初の報告の三倍超の 383 ヵ所の不備が新たに見つかり、点検漏れは合計 506 ヵ所にも上っている。これを受けて、経済産業省の立ち入り検査が実施されたが、中国電力の安全確保・保守管理のずさんさに対する地域住民の不安と憤りはピークに達している。 そもそも日本は、３つのプレートが陸の上で直接ぶつかり合う地球上で唯一の場所であり、このような場所で、現在の観測データのみから活断層や地震の発生の有無を問うこと自体が無		

福祉生活病院常任委員会・陳情

		意味である。マグニチュード７クラスの地震が起きれば、断層運動により原発を支えている岩盤そのものが破壊される可能性がある。原子炉そのものが破損・崩壊するような地震のもとでは自動停止装置などの耐震装置はまったく無力であり、建造物の耐震基準そのものが意味をもたない。また、福島第一原発のように、原子炉自体が直接破壊されなくても、冷却装置の喪失などが起これば深刻な事態がすすむことも、私たちは痛感した。 　そして、核反応は莫大なエネルギーを得られる反面、その反応の激しさも異次元である。核反応がひとたび暴走すれば、人間の技術をもって制御することは不可能である。そして、その恐ろしい破壊力を世界で初めて証明したのは、65 年前に投下された二発の原子爆弾であった。我々はそのあまりにも大きな代償を決して忘れてはいけない。 　福島第一原発事故は、原発立地であればどこでも第２のチェルノブイリになるのだという脅威を私たちに知らしめるには充分なものであった。今、島根原発も含めた日本各地の原子力発電所が同じような事態にさらされていることは容易に想像できる。世界一の地震国日本において、電力の安定供給の切り札として原子力発電を押し進める「エネルギー基本計画」には抜本的な見直しが必要であることは明白である。 　原発事故はひとたび起きてしまえば、拡散する放射性物質により、広範囲に想像を絶する大惨事を招くことになる。単純な確率論的なリスク評価はまったく意味を持たない。私たちは、島根原発の地震に対する安全性をもう一度問い直し、調査・分析する必要があると考える。中国電力においては、近隣住民はもとより、放射能の危険がおよぶ全ての人々に対して、その安全対策のみならず、危険性を包み隠さず説明し、早急に耐震補強等の対応策を講ずることがなによりの急務であると考える。特に事故発生時に避難・屋内退去などの対象となる可能性が高い半径 30 ｋｍ圏内に存在する自治体の了解が得られるまでは、島根原発１号機・２号機の運転と３号機の建設を凍結することを求める。 　また、二度と福島第一原発事故と同様の事態が起こらぬようにするためには、日本が世界一の地震国であるという避けがた		

		い事実を十分ふまえて、原子力発電を基幹とする国のエネルギー政策そのものの転換が必要であると考える。 **▶陳情事項** 福島第一原発事故と同様の事態を二度と起こさぬよう、日本が世界一の地震国であることを十分にふまえた上で、原子力発電を基幹電源とする「エネルギー基本計画」を見直し、原子力から再生可能エネルギーへと段階的にエネルギー源を転換していくよう求める意見書を国会に提出すること。		
23 年－19 (23.11.25)	危機管理	**島根原発１号機・２号機の定期点検後の再稼動見合わせと３号機の建設凍結を求める意見書の提出について** **▶陳情理由** 2011 年３月 11 日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者を合わせるとおよそ二万人という未曽有の大災害となった。震災の犠牲となった方々に深く哀悼の意を捧げるとともに、被災地に暮らす方々に一日も早く平穏な日常がかえってくることを願っている。 放射能の危険性、核の脅威を訴え続けてきた私たちにとっては痛恨の極みであるが、この震災の中で、東京電力福島第一原発の事故が起こった。津波により原子炉の冷却機能が失われ、炉心溶融・水素爆発などが発生し、多くの放射性物質が大気・海洋・土壌などに放出された。政府からは、健康への影響が大きい放射性セシウム 137 の放出量は広島原爆の 168 倍に及ぶという報告があった。周辺地域の方々は避難を余儀なくされ帰宅の目途も全く立たないままであり、国内の広範囲で被曝による人体への悪影響が懸念されているとともに、食品や飲料水の安全性も未だ確保されていない状況にある。 原発事故を防ぎきれなかった理由として、「千年に一度の大地震であり、その規模を想定することが出来なかった」ということが言われているが、果たしてそうであろうか。2007 年７月に新潟県を中心に甚大な被害を出した中越沖地震の中で起きた東京電力柏崎刈羽原子力発電所の事故においては、火災によ	反核・平和の火リレー鳥取県実行委員会	

		り黒煙を上げる３号機の映像が原発震災の象徴としてテレビ中継され、日本を震撼させた。この時に活断層地震の過小評価、耐震基準の甘さ、原発火災に対する対応の不備があったことがはっきりと露呈され、地震大国日本における原発建設時の想定そのものに問題があることは明らかであった。また、柏崎刈羽原発事故の直後に日本共産党福島県委員会などが東京電力に対しておこなった申し入れの中では巨大津波による機器冷却系喪失の危険性についても指摘があり、福島第一原発での事故は、防ぐことができた人災であるということが明白になっている。 福島で起きたことと同様の事態は、鳥取の地でも明日起こるかもしれないものである。島根県松江市鹿島町にある中国電力島根原子力発電所で事故が発生すれば、その東側に位置する鳥取県に甚大な被害が及ぶことは明らかである。 島根原発の耐震安全性については、かねてから原発の２キロメートル南を東西に走る宍道断層の存在が問題となってきた。中国電力は 1981 年の２号機増設当初は「活断層はない」としていた。しかしながら、３号機増設に伴う 1998 年の調査で「８キロ」の活断層の存在を認め、2004 年には「10 キロ」に修正。さらに、2006 年に広島工業大学の研究チームが新たな活断層を指摘したことを受けて、2008 年３月、国に提出した新耐震指針に基づく耐震性再評価の中間報告では「22 キロ」と３度目の見直しをした。この見直しにより、従来、「マグニチュード 6.5 以上の地震は起こらない」としていた地震の規模の想定値はマグニチュード 7.1（放出エネルギーで 30 倍超）となり、揺れの大きさを表す基準地振動の値も、従来の最大２倍に引き上げられている。大惨事が起きてから「必要性」を認識しても手遅れである。事実、新潟県中越沖地震では、柏崎刈羽原発で想定の 2.5 倍に地震動が観測されたし、福島第一原発ではマグニチュード 7.9 の地震と 5.7 mの津波が想定されていたのに対し、実際にはマグニチュード 9.0 の地震が発生し、15 mにもおよぶ大津波が襲来した。 このような中で、2010 年、島根原子力発電所１、２号機の点検漏れが報告された。第一の問題は、123 ヵ所の点検漏れについての報告は、１月 16 日の問題発覚後、約二ヶ月半も後の		

		ことであったことである。加えて、そのわずか一ヶ月後には、最初の報告の三倍超の383ヵ所の不備が新たに見つかり、点検漏れは合計506ヵ所にも上っている。これを受けて、経済産業省の立ち入り検査が実施されたが、中国電力の安全確保・保守管理のずさんさに対する地域住民の不安と憤りはピークに達している。 　そもそも日本は、３つのプレートが陸の上で直接ぶつかり合う地球上で唯一の場所であり、このような場所で、現在の観測データのみから活断層や地震の発生の有無を問うこと自体が無意味である。マグニチュード７クラスの地震が起きれば、断層運動により原発を支えている岩盤そのものが破壊される可能性がある。原子炉そのものが破損・崩壊するような地震のもとでは自動停止装置などの耐震装置はまったく無力であり、建造物の耐震基準そのものが意味をもたない。また、福島第一原発のように、原子炉自体が直接破壊されなくても、冷却装置の喪失などが起これば深刻な事態がすすむことも、私たちは痛感した。 　そして、核反応は莫大なエネルギーを得られる反面、その反応の激しさも異次元である。核反応がひとたび暴走すれば、人間の技術をもって制御することは不可能である。そして、その恐ろしい破壊力を世界で初めて証明したのは、65年前に投下された二発の原子爆弾であった。我々はそのあまりにも大きな代償を決して忘れてはいけない。 　福島第一原発事故は、原発立地であればどこでも第２のチェルノブイリになるのだという脅威を私たちに知らしめるには充分なものであった。今、島根原発も含めた日本各地の原子力発電所が同じような事態にさらされていることは容易に想像できる。世界一の地震国日本において、電力の安定供給の切り札として原子力発電を押し進める「エネルギー基本計画」には抜本的な見直しが必要であることは明白である。 　原発事故はひとたび起きてしまえば、拡散する放射性物質により、広範囲に想像を絶する大惨事を招くことになる。単純な確率論的なリスク評価はまったく意味を持たない。私たちは、島根原発の地震に対する安全性をもう一度問い直し、調査・分析する必要があると考える。中国電力においては、近隣住民は		

福祉生活病院常任委員会・陳情

		もとより、放射能の危険がおよぶ全ての人々に対して、その安全対策のみならず、危険性を包み隠さず説明し、早急に耐震補強等の対応策を講ずることがなによりの急務であると考える。特に事故発生時に避難・屋内退去などの対象となる可能性が高い半径30ｋｍ圏内に存在する自治体の了解が得られるまでは、島根原発１号機・２号機の運転と３号機の建設を凍結することを求める。 　また、二度と福島第一原発事故と同様の事態が起こらぬようにするためには、日本が世界一の地震国であるという避けがたい事実を十分ふまえて、原子力発電を基幹とする国のエネルギー政策そのものの転換が必要であると考える。 **▶陳情事項** 　鳥取県を含めた地域住民の安全確保のために、詳細な検査に基づいて周辺住民に対する結果報告・安全対策に関する説明を行い、鳥取県西部の米子市・境港市も含めた周辺自治体の了解を得られるまで、島根原発１号機・２号機の定期点検後の再稼動を見合わせるとともに３号機の建設を凍結するよう中国電力へ指導することを求める旨の意見書を経済産業省に提出すること。		